

重要事項説明書

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名	デイサービスしおん
法人名	特定非営利活動法人新潟こでまり会
所在地	新潟市秋葉区七日町8 2 6 番地 1 3
県指定年月日	平成24年3月1日 【新潟市 第 1590100861 号】
利用定員	12名
電話番号	0250-47-7155
管理者名	新発田 佳子

施設の概要

介護保険法で定められた施設	食堂・機能訓練室、相談室、静養室、事務室
その他の施設	浴室、脱衣室、トイレ、テラス
その他 主な設備・備品	一般浴槽、ベッド、歩行器、テーブル、イス、テレビ、送迎車両、車椅子3台、その他

事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	新潟市秋葉区、江南区
---------	------------

営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日 左記の祝日も営業日とする。
営業時間	月曜日から金曜日 午前 8時30分～午後5時30分 土曜日 午前 8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	午前 9時00分～午後4時00分

職員の配置状況

職 種	常 勤		非常勤		合 計	資 格
	専従	兼務	専従	兼務		
1.管理者		1名			1名	介護福祉士
2.生活相談員		2名			2名	社会福祉主事・介護福祉士
3.看護職員				2名	2名	正看護師・准看護師
4.介護職員		2名	4名		5名	介護福祉士等
5.機能訓練指導員				2名	2名	正看護師・准看護師

1. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、（介護予防）認知症対応型通所介護です。
当事業所において、日常生活のお世話、機能訓練、お食事や入浴の提供などを行うことにより、心身機能の維持を行うサービスです。

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サービス名	内 容	提供時間
1. 送迎	ご自宅から事業所までの送迎をいたします。	8:30 ～ 9:30 15:30～16:30
2. 健康チェック	ご利用日には必ず健康チェック（血圧、体温、脈等）を行います。	9:30～10:00
3. レクリエーション	ご契約者の身体状況等に応じた運動や趣味、季節に合わせた行事など、ご契約者の希望を取り豊かなレクリエーション活動を行ってまいります。	11:00～11:30 14:30～15:00
4. 個別機能訓練	個々のご契約者の目標に応じて筋力向上トレーニングなどを行う事により、ご契約者の自立生活を回復、持続し生活面での好環境を生み出します。	9:30～11:00
5. 口腔機能向上	口腔機能が低下している、またその恐れのある場合に個別的に口腔ケア・摂食・嚥下機能に関する訓練等の指導、心身の状態の維持、向上を目的として行ってまいります。	11:30～12:00
6. 食 事	献立表により、栄養ならびに契約者の身体状況を考慮した食事を提供します。昼食のほかにおやつも準備しております。	12:00～13:00
7. 入 浴	身体状況に応じた浴槽で入浴していただきます。ただし、利用日の体調によりシャワー浴または清拭になる場合があります。	9:30～11:30
8. 生活相談	ご家庭での介護のことはもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じます。	9:30～16:00

2. 利用者負担金

サービスを利用するにあたって、あなたにご負担していただく料金は次のとおりです。
なお、この料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

【介護予防認知症対応型通所介護】 費用の1割～3割が自己負担となります。

① 基本料金

(1日4時間以上5時間未満)

項目	要支援1	要支援2
利用料金	4,970	5,510
介護保険給付額	4,473	4,959
自己負担額(1割)	497	551

(1日5時間以上6時間未満)

項目	要支援1	要支援2
利用料金	7,410	8,280
介護保険給付額	6,669	7,452
自己負担額(1割)	741	828

(1日6時間以上7時間未満)

項目	要支援1	要支援2
利用料金	7,600	8,510
介護保険給付額	6,840	7,659
自己負担額(1割)	760	851

② 加算料金

・必要に応じて次の加算料金が発生します。

項目	金額	項目	金額
入浴介助加算Ⅰ (1回あたり)	400	個別機能訓練加算Ⅰ (1回あたり)	270
介護保険給付額	460	介護保険給付額	243
自己負担額(1割)	40	自己負担額(1割)	27

項目	金額	介護保険給付額	自己負担額
介護職員サービス提供 体制強化加算Ⅰ (1回あたり)	220	198	22
介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)(1ヶ月あたり)	基本利用料に各種加算を加えた1か月あたりの総単位数に15.0%を乗じた額	9割額	1割額

③ 記の実費については、別途ご負担いただきます。

- ・食費 700円
- ・紙おむつ 実費(リハビリパンツ 100円・パット 50円)
- ・提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用 実費

【認知症対応型通所介護】

費用の1割～3割が自己負担となります。

① 基本料金

(1日4時間以上5時間未満)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	5,690	6,260	6,840	7,410	7,990
介護保険給付額	5,121	5,634	6,156	6,669	7,191
自己負担額(1割)	569	626	684	741	799

(1日5時間以上6時間未満)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	8,580	9,500	10,400	11,320	12,250
介護保険給付額	7,722	8,550	9,360	10,188	11,025
自己負担額(1割)	858	950	1,040	1,132	1,225

(1日6時間以上7時間未満)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	8,800	9,740	10,660	11,610	12,560
介護保険給付額	7,920	8,766	9,594	10,449	11,304
自己負担額(1割)	880	974	1,066	1,161	1,256

② 加算料金 (1回につき)

・必要に応じて次の加算料金が発生します。(1回につき)

項目	金額	項目	金額
入浴介助加算Ⅰ (1回あたり)	400	個別機能訓練加算Ⅰ (1回あたり)	270
介護保険給付額	460	介護保険給付額	243
自己負担額(1割)	40	自己負担額(1割)	27

項目	金額	介護保険給付額	自己負担額
介護職員サービス提供 体制強化加算Ⅰ (1回あたり)	220	198	22
介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)(1ヶ月あたり)	基本利用料に各種加算を加えた1か月あたりの総単位数に15.0%を乗じた額	9割額	1割額

③ 記の実費については、別途ご負担いただきます。

- ・ 食費 700 円
- ・ 紙おむつ 実費(リハビリパンツ 100 円・パット 50 円)
- ・ 提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用 実費

○自己負担の利用料金のお支払方法

次のいずれかの方法によりお支払ください。

- ① 月単位での一括現金払・・・毎月 10 日迄に前月分を請求いたしますので、当月 20 日迄に現金で一括お支払いいただく方法です。
- ② 月単位での一括振込払・・・毎月 10 日迄に前月分を請求いたしますので、当月 20 日迄に口座にお振込いただく方法です。（お振込先は請求書に記載）
- ③ 月単位での口座引落とし・・・毎月 20 日に前月分を指定の金融機関の口座から引き落とします。

○ 緊急時における対応について

緊急時には、別途定める対応マニュアル・消防計画・地域防災計画に基づき迅速かつ的確な対応を行い、利用者様の生命・身体の安全を確保します。また、利用者様の安全を図る為、連携施設に支援要請を致します。

避難訓練は年 2 回、利用者様も参加して行います。また、緊急時にはラジオや消防車両による気象情報、周囲のガス漏れ並びに危険物の漏洩の有無、道路情報などの情報収集に努めます。

○非常災害時対策

消防署への届出	平成 28 年 11 月 20 日	
防火管理者	笠原 和也	
一時避難場所	旧満日小学校	
避難場所	旧満日小学校	
消防用設備	・ ガス漏れ警報機 ・ 誘導灯 ・ スプリンクラー	・ 消火器 ・ 火災通報装置 ・ 火災報知機
緊急用設備	・ ポータブル吸引器	

○利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、（介護予防）認知症対応型通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

- ② 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 1) 利用予定日の前日までに申出があった場合 無料
- 2) 利用予定日の前日までに申出がなかった場合 食費

- ③ サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

3. 個人情報の使用に係る同意

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲で利用しますが、その同意については、本契約締結をもって同意したものとします。

(1) 使用する目的

- ① 利用者に関わる居宅サービス計画当事業所を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員と居宅サービス計画等に位置づけられたサービス事業者、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと

4. サービス利用にあたっての留意事項

項目	留意事項
1. 送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
2. 体調確認	利用時に健康チェックを行いますが、居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
3. 体調不良による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
4. 設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
5. 勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第4条参照）

☆ 自動振替の場合

- ・振替日 月末締め翌月 20 日、自動振替致します。
(金融機関休業日の場合は翌営業日)
- ・振替の表示 摘要欄に「コデマリカイ」と印字されます。
これをもって領収書とさせていただきます。

☆ 銀行振込の場合

第四北越銀行	荻川支店
普通預金	店番 2 0 1 No. 0 2 4 4 1 6 3
名義	特非) 新潟こでまり会 <トクヒ> ニイガタコデマリカイ

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

- ① 窓口設置場所 新潟市秋葉区七日町 8 2 6 番地 1 3
 デイサービスしおん 事務室
 電話番号 0250-47-7155 (相談、苦情処理専用番号)
- ② 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- ③ 対応担当者 管理者／新発田佳子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

新潟市役所介護保険課	電話 025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3072

6. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市長村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② (介護予防)認知症対応型通所介護は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ (介護予防)認知症対応型通所介護は、利用者に対する通所介護及び介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 従業者の研修

職員の質の向上を図るために、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行える様にする。また、介護従事者に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させます。

- ① 採用時研修 採用後 1 か月以内に実施
- ② 継続研修 年に 1 回以上実施

8. 虐待防止のための措置

- ① 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ② 事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会を年 2 回開催します。
- ③ 従業者は虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 事業者は虐待等が発生や発見をした場合、速やかに市町村へ通報し市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

9. 身体的拘束禁止について

- ① サービスの提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するため、緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という)を行いません。
- ② 緊急でやむを得ず身体的拘束を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- ③ 身体的拘束を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等の説明をします。但しやむを得ない事情により事前に当該説明をする事が困難な場合はこの限りではありません。
- ④ 前項但し書きの規定により、事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束を行った後、速やかに当該利用者又は、その家族等に身体的拘束等の態様等を説明します。

10. 衛生管理等について

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じた業務継続計画の変更をおこないます。